

岸和田市スポーツ推進審議会規則

平成25年 3 月28日教育委員会規則第 6 号

岸和田市スポーツ推進審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岸和田市附属機関条例（平成15年条例第 1 号）第 4 条の規定に基づき、岸和田市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他の必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する者をもって充てる。

- (1) スポーツに関して学識経験を有する者
 - (2) 公募した市民
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他教育委員会が必要と認めた者
- 2 特別の事項を調査審議するために必要あるときは、審議会に臨時委員を置くものとする。

(任期)

第 3 条 委員（臨時委員を除く。）の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が任期の途中で交代した場合又は委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時委員は、特別の事項に係る調査審議が終了するまでの間在任する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 審議会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員（臨時委員を含む。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員（臨時委員を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第 6 条 審議会の事務局は、生涯学習部スポーツ振興課に置く。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、委員の互選により委員長が選出されていない場合にあっては、教育長が会議を招集する。